

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	犯罪被害者等見舞金の支給
根拠法令及び条項	蓮田市犯罪被害者等支援条例第8条 蓮田市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条～第12条
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>蓮田市犯罪被害者等支援条例 （見舞金の支給）</p> <p>第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。</p> <p>蓮田市犯罪被害者等支援条例施行規則 （見舞金の種類及び額）</p> <p>第3条 条例第8条の見舞金の額は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 遺族見舞金 30万円 （2） 重傷病見舞金 10万円 （遺族見舞金の支給対象者）</p> <p>第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の死亡の当時において、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち次項及び第3項の規定により第1順位遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）とする。</p> <p>2 前項の遺族は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1） 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） （2） 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 （3） 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。</p> <p>（重傷病見舞金の支給対象者）</p> <p>第5条 重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であつて、当該犯罪行為が行われた時から第9条の規定に</p>

よる申請をする時まで引き続き市内に住所を有しているもの（同条の規定による申請をする時において市内に住所を有していない者であって、市長が認めるものを含む。）とする。

（犯罪被害者等見舞金の支給の制限）

第6条 市長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金及び重傷病見舞金（以下「犯罪被害者等見舞金」という。）を支給しない。

（1） 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

（2） 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

（3） 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があった場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認める場合は、犯罪被害者等見舞金を支給する。

（遺族見舞金の額の調整）

第7条 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、遺族見舞金の額から当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。

（遺族見舞金の支給申請）

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、様式第1号の蓮田市遺族見舞金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

（2） 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

（3） 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、そ

<p>の事実を認めることができる書類</p> <p>(4) 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類</p> <p>(5) 遺族見舞金申請者が第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類</p> <p>(6) 第1順位遺族が2人以上あるときは、様式第2号の蓮田市遺族見舞金代表者選任届</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>（重傷病見舞金の支給申請）</p> <p>第9条 重傷病見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者（以下この条において「重傷病見舞金申請者」という。）は、様式第3号の蓮田市重傷病見舞金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 重傷病見舞金申請者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書その他の書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>（犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限）</p> <p>第10条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。</p> <p>（犯罪被害者等見舞金の支給決定等）</p> <p>第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請の内容を審査し、犯罪被害者等見舞金の支給の可否を決定したときは、様式第4号の蓮田市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（犯罪被害者等見舞金の請求）</p> <p>第12条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支払を請求しようとするときは、様式第5号の蓮田市犯罪被害者等見舞金請求書を市長に提出しなければならない。</p>			
審査基準 設定年月日	令和6年2月15日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総合政策部 危機管理課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。